

静岡家庭裁判所委員会議事概要

(静岡家庭裁判所委員会庶務)

1 日 時 平成25年2月18日(月)午後3時～午後5時

2 場 所 静岡家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

五十嵐 仁, 糟屋江美子, 坂本俊治, 田中 実, 西子好之, 藤田美枝子, 森 則夫, 山内真一, 山本雅昭(以上学識経験者), 黒柳安生, 望月正人(以上弁護士), 長谷川憲一, 生島恭子(以上裁判官)

(事務担当者)

宮城英夫(事務局長), 古賀正弘(首席家庭裁判所調査官), 吉山博仁(家事首席書記官兼少年首席書記官), 安西儀晃(裁判官), 中村亜希子(裁判官), 結城正彦(次席家庭裁判所調査官), 平澤 哲(主任家庭裁判所調査官), 近藤重信(事務局次長), 萩原勝則(訟廷管理官)

(庶務)

宮澤康弘(総務課長), 太田広幸(総務課課長補佐)

4 議事内容等

(1) 今回委員会のテーマである「面会交流」について, 意見交換に先立って平澤主任家庭裁判所調査官より補足説明がされた。

(2) 委員長より各委員から提出があったアンケート結果で, ①「面会交流」事件の対象となっている子に対し, 裁判所はどのような配慮をすべきか, ②面会交流を拒否している親に対して裁判所はどのような働きかけをすべきか, ③親が争っている事件において, 裁判所が面会交流の方法を決めるにあたり配慮すべき点等について, 以上の観点からの意見交換をお願いする, との説明があった。

(3) 事前のアンケートから質問のあった「ハーグ条約」の概要について, 意見交換の間に,

安西裁判官より説明がされた。

(4) 各委員から次のような意見等が述べられた。

(○印：委員発言，◇事務担当者発言)

- 「面会交流」は調停申立を前提に対象としているもので，協議離婚の場合を対象としていないのか確認したい。
- ◇ 基本的には調停申立を対象とするものであるが，協議離婚については，離婚届出書に面会交流についての記載欄が設けられ，当事者間で意識するようになってきている。また，協議離婚後に子との面会について，面会交流のみの調停申立がなされるケースがある。また，離婚の方法は，協議離婚，調停離婚の外に裁判で行うこともある。離婚訴訟の場合には，離婚と面会交流を切り分け，面会交流は調停であるよう斡旋している。
- 面会交流は大事なことと考えるので，広範囲に伝えてもらいたい。
- 面会交流は最近増えてきている。協議離婚後に面会交流を主張するケースも出ている。現に子どもが会いたくないといって5年も会えてない現状もある。子どもの意見を尊重するのはいいが，試行的面接制度もあるので，このようなケースにおいては裁判所ももっと踏み込んだ手続きをしてもらいたい。
- 面会交流の権利はあるか。
 - ◇ 平成24年4月1日改正民法766条に規定されている。法解釈としては，父母の権利の側面は否定されないが，子どもの権利とされている。
- 別のケースで子どもに会いたくない親もあり，親権者である母親が子どもが親の顔を忘れないよう調停申立をするケースもある。子どもの権利という解釈ではあるが，親の権利という側面も一方にはある。
- 自分の経験からは子どもの権利であると思う。子どもへのアプローチも大切ではあるが，親の考え方をどうするかが大事である。また，経験者の話を聞くことも重要ではないか。
- 申立人の意向を聞き代理人をするが，本当に子どもが会いたくないと思っているのか

と考えてしまう時がある。そのような時には調査官が果たす役割が非常に大事だと思う。申立人のとおり決定が出たが、本当にそれで良かったのか複雑な気持ちがある。また、調査官の限界がきた場合のサポートをどうしていくのが課題ではないか。それから、外国では調停制度や調査官制度がないと思うがどうなのか。

- 市役所で母子関係の職にあるが、その研修報告では、調停で調査官の調査が入らないケースが増加しているとあるが、それほど事件が増えているのか。
 - ◇ 統計データはないが、実感として面会交流、養育費にかかる事件は増加している。一般的には面会交流は調停向きで、養育費については迅速にするため、面会交流と切り離して審判に付すこともある。面会交流については、強制執行はなじまない。
- 年齢に応じたガイドラインはないのだろうか。ないのであれば作る必要があるのではないか。
 - ◇ 年齢に応じたガイドラインを作ることは難しい面がある。経験則や実務の積み重ねでやってきた部分がある。離婚届出に面会交流の取り決めに関する記載欄ができたことは画期的なことで、それにより面会交流が国民に広く知れわたることになった。今後はいろいろな分野の方々の英知を集めて決めていかなければならない。
- 学校にはいろんな家庭事情の生徒がいる。学力向上には家庭の協力がなければならない。今学校にはスクールカウンセラーや社会福祉士の先生がきており、多くの人たちの意見を聞かなければならない。その人たちの声を聞くことでガイドラインが出来てくるのではないかと思うが、現実的にはいろいろな生徒がいるため難しい課題である。
- 子どもの権利を優先するのであれば、離婚しても父母の立場は変わらないので、親に合わせるという方向性はよいことと考えるが、中には虐待による離婚も少なからずあり、一概に答えが出ない。子どもの最善の利益を考えると非常に難しい課題である。
- 面会交流を扱う静岡県単位での組織は現状ではないが、県としては需要があれば検討をしたいとしているが、人材不足や専門性の課題がある。
- 裁判所で面会交流を扱うことが適切なのか、地域における横割りのつながりが必要ではないか。

- 面会交流の試行をする時に子ども等を観察できる施設が裁判所にはあるが、次のステップの施設がない。次のステップの施設については、大都市にはあるが地方レベルではないので地方公共団体に設置し、関係者が観察出来るようになればより面会交流が上手くいくのではないか。
- 大都市にあるのは公益社団法人としての施設で、需要があるからであると思う。ただし利用料金が高い。静岡県単位で言えば、静岡市と浜松市が入っている静岡県母子家庭等就業・自立支援センターに事業を出来ないか話をしていけないだろうか。
- 家庭裁判所において、面会交流の手続きを進めていく上でその限界や他の機関への働きかけについて伺いたい。
- ◇ 面会交流の手続きについての問題は、裁判所内では面会はできるが、次回当事者のみで面会交流が出来ない人をどうするのか現実難しい問題である。諸外国ではあるようであるが、日本において法的機関はない。あくまで私見であるが、民間において類似する各種団体を活用できる方法があるのではないだろうか。
- 子どもにとり離婚は現状では普通の問題で、その知識をもっている。大人が子どもに対する認識を変える必要があるのではないか。自分の経験から地域に駆け込み寺的な施設があればよいと考える。今一度、認識や制度を検証する必要があるのではないか。
- 親の教育について話があったが、父と母での立場で話しを進めていきたいが、現実的には紛争の渦中の夫婦であるため夫と妻の感情があり、ドライに父と母にはなり得ない状況にある。面会交流においては、試行につなげるまでが時間がかかり労力を使い大変である。以前外国人の調停をしたケースで、子の取り決めに関する話し合いではスムーズにできた。外国人全てがそうであるとは思わないが、夫と妻の関係を離れられない日本人の違いとも言えるのかもしれない。なるべく父と母の視点をもって調停で進めている。
- 面会交流に力を入れるようになった発端について知りたい。
- ハーグ条約とも絡んでくると思うが、子どもの視点が欠けていた背景があった。
- 子どもの精神面から考えれば、子どもは成長し、どのような社会を作るかの観点も考

慮していく必要があるのではないか。場合によっては、会わせないことも一つの選択肢ではないか。

◇ 現実的には面会をめぐる意見対立は増えおり、それを調整しなくてはならない。理念的側面では、子どもの権利条約から子どもの意見表明権を守らなければならない。また、将来の社会をつくる子どもたちとの共通認識がある。以上の点から面会交流に力を入れる必要性がある。

○ 面会交流は、極めて心理的な問題であり、それを裁判所でやることについて理解が来ない。

◇ 民法766条に規定により裁判所が面会交流の事項について定めることになっている。

○ 面会交流は現実的にはシビアな問題で、裁判所が介入しないと解決ができない。

○ 日本人の民族性から離婚時における問題が外国人との違いにあるのではないか。

○ 民法の規定は、法が関与しなければならない必要性があり整備された解釈でよいか。

◇ はい。最終的に裁判所が決めた事項を当事者が守らなければ間接強制ができることになる。

○ 保護者の側面が形成されていなければ、法律の手続きによりやらざるをえないのではないか。

○ ハーグ条約に加盟するとどのようになるのか。

◇ 国内の法整備を進めていくこととなる。

○ 以前は離婚したら縁切りの風潮があったが、最近は相手方に会わせる、会いたいとの意見があり、面会交流が問題になっている印象がある。

○ 共同親権になった場合のデメリットはあるか。

○ 親権が双方にあるため相手方が子どもを連れ去った場合が問題になる。経験がありその後の手続きが非常に大変であり、家族ぐるみでの取り合いにもなったりするため、長期化となり、子ども本人も傷つき精神的にも病んでしまう。

○ 面会交流権としては民法766条で昨年規定された。以前の用語は面接交渉であり実務的には昭和39ないし40年頃の審判例から認められている。時代が変化してきて最近

この面会交流の件数が増加している。

- 民法の規定する「子の利益」とは何か。自分の意見を言って社会的に認められ、自分の選択があることを意味するのか。
- 子どもが判断できないため臨床学的見地から、どちらの親に親権を認めたら良い、というわけではないか。
- 民法766条を根拠にした裁判例はあるか。
 - ◇ 条文は誰かの権利とは規定されていないので、この条文が裁判の請求権ではない。法律では15歳以上は意見を聞くことにあるが、それ以下の年齢においても聞き参考にしている。
- 766条改正前は親の権利として解釈されていたが、改正後は子どもの利益を考慮しなければならなくなり、決定がでにくくなっているのではないか。試行的面接までもっていくことが重要である。

5 次回期日

7月開催とし、各委員の都合を伺って調整することとなった。

6 次回テーマ

「家事事件手続法」とすることです承された。